

議案第141号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「8, 185人」を「7, 802人」に改め、同条第5号中「1, 416人」を「1, 388人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

1 制 定 要 旨

下水道事業の職員定数を別に定めること並びにスポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定するものである。

2 現行及び改正定数比較表

部 局	現行定数	増減員	改正定数
市長の事務部局の職員	8,185 ^人	△383 ^人	7,802 ^人
議会の事務部局の職員	35	—	35
選挙管理委員会の事務部局の職員	41	—	41
監査委員の事務部局の職員	25	—	25
教育委員会の所管に属する職員	1,416	△28	1,388
人事委員会の事務部局の職員	17	—	17
農業委員会の事務部局の職員	9	—	9
消 防 職 員	1,387	—	1,387
合 計	11,115	△411	10,704